平成17年2月11日阿蘇市条例第179号

改正

平成18年8月10日条例第30号 令和2年3月17日阿蘇市条例第16号 令和6年3月13日阿蘇市条例第10号

阿蘇市古代の里キャンプ村条例

(趣旨)

第1条 この条例は、阿蘇市古代の里キャンプ村の設置及び管理に関し必要な事項を定めるものと する。

(設置)

第2条 市民及び都市等の住民の利用に供し、都市と農村の交流を促進することにより、青少年の 健全育成及び市内の産業と自然環境の調和のとれた発展を図るため古代の里キャンプ村(以下「キャンプ村」という。)を設置する。

(名称及び位置)

第3条 キャンプ村の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称 阿蘇市古代の里キャンプ村

位置 阿蘇市一の宮町手野宮の後2160番地

(管理運営)

**第4条** キャンプ村は、常に良好な状態において管理し、その目的に応じて最も効率的に運営しなければならない。

(業務)

- 第5条 キャンプ村は、次に掲げる業務を行う。
  - (1) コテージ、キャンプサイトの運営に関する業務
  - (2) バーベキューハウスの運営に関する業務
  - (3) キャンプ用簡易用品の販売に関する業務
  - (4) 施設の維持管理及び修繕に関する業務
  - (5) 前4号に掲げるもののほか、指定管理者がキャンプ場の管理上必要と認める業務 (管理の委託)
- 第6条 市長は、前条の目的を達成するためキャンプ村の管理を法人その他の団体であって市が指

定するものに委託することができる。

(休業日)

- 第7条 キャンプ村は、年中無休とする。
- 2 バーベキューハウスの休業日は、毎週火曜日とする。
- 3 前項の規定にかかわらず、市長が特に必要があると認めたときは、同項の休業日を変更し、又 は別に休業日を定めることができる。

(開業時間)

- 第8条 キャンプ村の開業時間は、24時間とする。
- 2 前項の規定にかかわらず、市長が特に必要があると認めたときは、同項の開業時間を変更する ことができる。

(使用の許可)

- 第9条 キャンプ村を使用する者は、市長の許可を受けなければならない。
- 2 市長は、公の秩序又は善良な風俗を乱す恐れがあるときは使用を許可しないことができる。
- 3 市長は、キャンプ村の管理上必要があると認められるときは、第1項の許可について使用の制限その他条件を付することができる。

(使用許可の取消し)

- 第10条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、使用者に対し使用を停止し、又は使用の 承認を取消し、若しくは使用の許可に付した条件を変更することができる。
  - (1) 使用者が使用目的以外に使用したとき。
  - (2) 使用者が使用許可に付した条件に違反したとき。
  - (3) その他市長が管理上特に必要があると認めたとき。

(使用料)

- 第11条 キャンプ村を使用する者は、別表に定める額を使用料として納めなければならない。
- 2 使用料は、前納とする。
- 3 既納の使用料は還付しない。ただし、市長が相当の理由があると認めるときは、その全部又は 一部を還付することができる。

(使用料の減免)

第12条 市長は、前条の規定にかかわらず公的な活動のため特に必要と認めたときは、使用料の一部又は全部を免除することができる。

(指定管理者による管理)

- 第13条 キャンプ村の管理は、地方自治法(昭和22年法律第67号。以下「法」という。)第244条の 2第3項の規定により法人その他の団体であって市長が指定するもの(以下「指定管理者」とい う。)に行わせることができる。
- 2 市長は、前項の規定によりキャンプ村の管理を指定管理者に行わせる場合で、市長が特別な事情があると認めたときは、阿蘇市公の施設における指定管理者の手続きに関する条例(平成18年阿蘇市条例第1号。次項において「手続条例」という。)第4条の規定にかかわらず、指定管理候補者の選定を行うことができる。
- 3 前項の規定による指定管理候補者の選定にあたっては、市長は、選定を行おうとする法人その 他の団体と協議し、手続条例第4条各号の書類の提出を求め、手続条例第5条各号に照らし総合 的に判断するものとする。
- 4 第1項の規定によりキャンプ村の管理を指定管理者に行わせる場合は第7条及び第8条の規定 にかかわらず、当該指定管理者は、必要があると認めるときは、あらかじめ市長の承認を得て、 キャンプ村の休業日を変更し、若しくは別に定め、又は開業時間を変更することができる。
- 5 第1項の規定によりキャンプ村の管理を指定管理者に行わせる場合は、第9条及び第10条の規 定中「市長」とあるのは、「指定管理者」と読み替えるものとする。
- 6 第1項の規定によりキャンプ村の管理を指定管理者に行わせる場合において、当該指定管理者 がキャンプ村の管理を行うこととされた期間前にされた第9条第1項(前項の規定により読み替 えて適用される場合を含む。)の許可の申請は、当該指定管理者にされた許可の申請とみなす。
- 7 第1項の規定によりキャンプ村の管理を指定管理者に行わせる場合において、当該指定管理者 がキャンプ村の管理を行うこととされた期間前に第9条第1項(第5項の規定により読み替えて 適用される場合を含む。)の許可を受けている者は、当該指定管理者の使用の許可を受けた者と みなす。

(指定管理者の業務)

- 第14条 指定管理者は、次の各号に掲げる業務を行うものとする。
  - (1) 第5条各号に掲げる業務
  - (2) キャンプ村の利用の許可に関する業務
  - (3) キャンプ村の施設及び設備の維持及び修繕に関する業務
  - (4) 前3号に掲げるもののほか、指定管理者がキャンプ村の管理上必要と認める業務 (利用料金)
- 第15条 第11条第1項の規定にかかわらず、キャンプ村の管理を指定管理者に行わせる場合には、

前条各号に掲げる業務のほか、当該指定管理者にキャンプ村の施設及び設備の利用に係る料金(以下「利用料金」という。) を収受させることができる。

- 2 利用料金の額は、別表に定める額を上限として、指定管理者が市長の承認を得て定める額とする。
- 3 指定管理者は、あらかじめ市長の承認を得て定めた基準により、利用料金の減免又は還付をすることができる。

(損害賠償)

**第16条** 使用者は、キャンプ村の施設及び物品を滅失又は破損したときは、その損害を賠償しなければならない。ただし、市長がやむを得ないと認めたときは損害の責任を軽減し、又は免除することができる。

(委任)

第17条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に規則で定める。

附則

(施行期日)

1 この条例は、平成17年2月11日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日(以下「施行日」という。)の前日までに、合併前の一の宮町古代の里キャンプ村の設置及び管理に関する条例(平成6年一の宮町条例第14号。以下「合併前の条例」という。)の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この条例の相当規定によりなされたものとみなす。
- 3 施行日の前日までに使用の許可を受けた施設等に係る使用料は、なお合併前の条例の例による。 **附 則**(平成18年8月10日阿蘇市条例第30号)

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際現に改正前の阿蘇市古代の里キャンプ村条例第5条の規定により管理を委託している阿蘇市古代の里キャンプ村の管理については、平成18年8月31日までの間は、なお従前の例による。

附 則(令和2年3月17日阿蘇市条例第16号)

この条例は、公布の日から施行する。

## 附 則(令和6年3月13日阿蘇市条例第10号)

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

## 別表(第11条、第15条関係)

使用区分	内容	対象	使用料(円)	備考
コテージ	定員5人用	1泊1室	18, 000	
	定員10人用		基本料金(5人まで	間制限
			使用の場合)	チェックインは、
			23, 000	14時から
	追加料金	幼児	無料	チェックアウト
	1 人追加ごとに	小中学生	600	は、10時までとす
		大人	1, 200	る。
オートキャンプ		1泊1台	4, 000	2 幼児とは、小学
場	電源使用料金	1泊	1,000	坊1学前の妻おい
東屋		1棟	2,000	う。
バーベキューサ		幼児		っ ナトレンナ 一心
イト		小中学生	100	人及び高校以上の
		大人	200	生徒をいう。
フリーサイト		1泊1張	2, 500	
	電源使用料金	1泊	1,000	